

川口市

パートナーシップ届出制度の

手引き

川口市

# 目 次

はじめに	P 1
1 川口市パートナーシップ届出制度とは	P 1
2 届出を行うことができる方	P 1
3 届出に必要な書類	P 2
4 届出の流れ	P 2
届出日の事前予約	P 2
届出	P 2
届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付	P 2
届出受付票の交付	P 2
5 その他の手続き	P 3
届出受理証明書及び届出受理証明カードの再交付	P 3
届出内容の変更	P 3
届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還	P 3
6 無効となる届出	P 3

# はじめに

川口市では、性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、令和7年1月1日から「川口市パートナーシップ届出制度」を開始します。

パートナーシップとは・・・

双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的マイノリティであり、かつ、相互の協力により互いを人生のパートナーとし、共に日常生活を営み、又は営むことを約している2人の者の関係

## 1 川口市パートナーシップ届出制度とは

お互いの関係がパートナーシップである旨の届出書を提出した、双方又は一方が性的マイノリティのおふたりに対して、川口市から届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付する制度です。

## 2 届出を行うことができる方

双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティのおふたりで、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 届出日において、双方が18歳に達していること
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること
  - ◆双方が市内に住所を有していること
  - ◆一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること
  - ◆双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること
- (3) お互いが近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く）
- (4) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）がないこと
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと

### 3 届出に必要な書類

- (1) 川口市パートナーシップ届出書
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - ◆同一世帯であれば1通で可
  - ◆届出日以前3か月以内に発行されたものに限ります
  - ◆本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です
  - ◆市外に住所を有する場合は、転入後に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください
- (3) 戸籍謄本、戸籍抄本、独身証明書
  - ◆届出日以前3か月以内に発行されたもの
- (4) 顔写真付きの本人確認資料
  - ◆有効期限のあるものは有効期限内のものに限る  
《マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート（旅行券）、その他官公署が発行した免許証、許可書、資格証明書等でも可能です》
  - ◆有効期限のある者は有効期限内のものに限る

### 4 届出の流れ

#### \* 届出日の事前予約

事前予約申し込みフォームからご予約ください

予約可能日時

《火曜から土曜（祝日、休館日を除く）の午前10時から午後4時まで》

- ◆書類がすべて揃ってからご予約をお願いします
- ◆受付の所要時間は約1時間となります

#### \* 届出

予約日時に必要書類をお持ちのうえ、届出をするおふたりで協働推進課へお越し下さい

- ◆川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階  
市民パートナーステーション内

#### \* 川口市パートナーシップ届出受理証明書及び川口市パートナーシップ届出受理証明カードの交付

- ◆即日交付となります（所要時間約1時間）
- ◆届出受理証明書と届出受理証明カードをおふたりに1部ずつ交付

#### \* 川口市パートナーシップ届出受付票の交付

- ◆届出時に双方又は一方が川口市に転入予定である場合
- ◆届出受理証明書と届出受理証明カードは川口市への転入確認後に交付

## 5 その他の手続き

以下の場合にも、申請書の提出や届出が必要となります

### \* 川口市パートナーシップ届出受理証明書等再交付申請書

- ◆ 破損や紛失などの事情により届出受理証明書と届出受理証明カードの再交付を希望されるとき

### \* 川口市パートナーシップ届出内容変更届

- ◆ 届出者が市内で転居したとき
- ◆ 届出者の氏名に変更があったとき
- ◆ その他届出内容に変更が生じたとき

### \* 川口市パートナーシップ届出受理証明書等返還届

- ◆ パートナーシップを解消したとき
- ◆ 届出者的一方又は双方が転出したとき
- ◆ 届出者的一方が死亡したとき
- ◆ 届出者的一方又は双方が届出の取り下げを希望するとき
- ◆ 届出に関する要件を満たさなくなったとき

## 6 無効となる届出

次の場合は、パートナーシップの届出を無効とします。無効になった受理証明書等は市に返還してください

- ◆ パートナーシップを形成する意思がないとき
- ◆ 届出の内容に虚偽があったとき
- ◆ 不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等の交付を不正に使用したことが判明したとき

※届出内容に虚偽があったときや不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、届出受理証明書の交付番号を公表する場合があります。